
「架空請求はがき」の相談が増加中！

「架空請求」に関する苦情・相談は、平成16年度をピークに減少傾向にありましたが、最近、相次いで相談が寄せられています。

「架空請求」の手口は、「内容確認通知書」などの題目を掲げ、以前利用した通信販売の支払いが未納であることなどを記載し、債務不履行、最終通告、差押え等の裁判をイメージする用語を並べて、消費者が慌てて連絡するように仕向けるものです。

悪質業者は、架空請求はがきを不特定多数に送り付け、連絡してきた人をターゲットとし、個人情報入手した上で、執拗に高額な支払いを強要します。

身に覚えがない場合は早急に連絡するようにと書いてあるからといって、連絡先に電話をしてしまうと、相手方に電話番号を知られてしまい、悪質業者の思うツボです。

商品名や請求金額など具体的な記載がなく、内容がはっきりしない請求は無視しましょう。

「〇〇紛争処理相談センター」等、公的機関だと勘違いさせるような名称が多いので、十分に注意しましょう。

不審なはがきが届いた、連絡をしてしまい不安だという場合は、早めに消費生活相談窓口にご相談を。

また、業者から脅されたり、請求行為が繰り返される場合などは、警察に連絡しましょう。

【消費者庁の情報】

消費者契約法第39条第1項に基づく差止請求に係る判決等に関する情報の公表について

〈消費者契約法・消費者団体訴訟制度〉

<http://www.caa.go.jp/planning/index.html>

石油ストーブや石油ファンヒーターに給油するときは引火事故などにご注意を！

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120123kouhyou_1.pdf

【国民生活センター情報】

断ったのに置いていかれた配置薬！

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen128.html

水でぬらすだけで冷感が得られることをうたったタオルー湿疹等の原因となることもー

ー http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120119_1.html

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆最寄りの市町村の消費生活相談窓口へ↓URL

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、その他消費生活に関する相談及び個人情報に関する相談）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談（平日に相談できない消費者等を対象に第3日曜以外の日曜に実施）

受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00

相談電話：097-534-0999

◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問など）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

相談電話：097-536-5000

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL097(534)4034 FAX097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail:a13040@pref.oita.lg.jp

=====